

第九十四回国会
衆議院
内閣委員会
議録
第二号

昭和五十六年三月二十六日(木曜日)
午後三時五十四分開議

出席委員

委員長 江藤 隆義君

理事 愛野興一郎君 理事 稻村佐近四郎君

理事 染谷 誠君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴切 康雄君 理事 上草 義輝君

有馬 元治君 柏谷 茂君

小渡 三郎君 木野 晴夫君

川崎 二郎君 笹山 登生君

倉成 正君 竹中 修一君

田名部匡省君 宮崎 茂一君

東家 嘉幸君 角屋堅次郎君

上原 康助君 渡部 行雄君

矢山 有作君 小沢 貞孝君

市川 雄一君 中山 太郎君

中路 雅弘君

出席國務大臣

國務大臣 (總理府總務長官) 中山 太郎君

內閣官房內閣審議室長 石川 周君

內閣總理大臣官房管理室長 関 通彰君

總理府恩給局長 小熊 鐵雄君

外務大臣官房審議官 栗山 尚一君

厚生省援護局長 持永 和見君

委員外の出席者

外務省アジア局 池田 雄君

中国課長 野尻 栄典君

大蔵省主計局共済課長 佐々木喜之君

厚生省年金局年金課長 佐々木喜之君

内閣委員会調査 山口 一君
室長

委員の異動

三月二十五日

辞任 田村 元君 補欠選任 東家 嘉幸君

三月二十五日

適用対象の消滅等による法律の廃止及び行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第六十一号)

同日

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(植竹繁雄君紹介)(第二〇九号)

同(小杉隆君紹介)(第二〇九号)

同(青木正久君紹介)(第二二七号)

同(天野公義君紹介)(第二二七号)

同(鴨田利太郎君紹介)(第二二七号)

同(沢田卓二郎君紹介)(第二二七号)

同(松永光君紹介)(第二二七号)

同(逢沢英雄君紹介)(第二二七号)

同(上草義輝君紹介)(第二二七号)

同(奥田幹生君紹介)(第二二七号)

同(加藤六月君紹介)(第二二七号)

同(川崎二郎君紹介)(第二二七号)

同(竹内繁一君紹介)(第二二八号)

同(谷垣専一君紹介)(第二二九号)

同(島居一雄君紹介)(第二三〇号)

同(中井治君紹介)(第二三二号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第二三二号)

同(林保夫君紹介)(第二三三号)

同(平沼勉夫君紹介)(第二三四号)

同(福永健司君紹介)(第二三五号)

同(藤井勝志君紹介)(第二二六号)

同(藤波孝生君紹介)(第二二七号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第二二八号)

同(外一件(牧野隆守君紹介)(第二二九号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第二三〇号)

同(横手文雄君紹介)(第二三二号)

同(旧国際電気通信株式会社社員期間のある者に対する国家公務員等退職手当法施行令改正に関する請願(中島武敏君紹介)(第二二九号)

同(旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第二二九号)

本日(藤井勝志君紹介)(第二二六号)
同(藤波孝生君紹介)(第二二七号)
同(前尾繁三郎君紹介)(第二二八号)
同(外一件(牧野隆守君紹介)(第二二九号)
同(三ツ林弥太郎君紹介)(第二三〇号)
同(横手文雄君紹介)(第二三二号)
同(旧国際電気通信株式会社社員期間のある者に対する国家公務員等退職手当法施行令改正に関する請願(中島武敏君紹介)(第二二九号)
同(旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第二二九号)
同(大塚雄司君紹介)(第二二九号)
同(大西正男君紹介)(第二二七号)
恩給年限に該当する元上海工部局警察官の救済に関する請願(部谷孝之君紹介)(第二二九号)
戦後ソ連強制抑留者の恩給加算決定に関する請願(栗田翠君紹介)(第二二二号)
戦後ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金支給に関する請願(栗田翠君紹介)(第二二二号)
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(栗田翠君紹介)(第二二二号)
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(木野晴夫君紹介)(第二二三号)
同(細田吉藏君紹介)(第二二三号)
は本委員会に付託された。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
渡部行雄君。
○渡部(行)委員 まず總理府總務長官にお伺いいたしますが、恩給というものは明治八年に最初にできたのでございますけれども、これを漢和字典等で見てみると、上から押しつける、そういう性格の語義があるわけでございます。したがって、この恩給という文字、言葉は歴史的にはどういふうになつてゐるのか、あるいはその語源と申しますか、それについてひとつ大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。
○中山國務大臣 大変むずかしいお話でございますが、いろいろ資料等も調べてまいりますと、恩給という言葉が退職後の公務員に支給される年金等を指す用語として初めて用いられたのは、明治九年の陸軍恩給令でございます。その当時においては、恩恵に対する給付というふうなニュアンスを持つてゐたものと思ひます。しかしながら、その後恩給は、国の恩恵をという意味を離れて、単に公務員年金を指す言葉として用いられるようになつてまいつたと存じております。
大正十二年に制定されました現在の恩給法において恩給という用語の定義はございません。また恩給の意義につきましても、特段の規定も設けておらず、恩給法の趣旨及び恩給制度の体系から見まして、恩給は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務のため負傷し、もしくは疾病にかかつて退職した場合、または公務のため死亡した場合において、その功勞に報いるため、法律に基づいて国が公務員または遺族に支給する給付であるものと考えることが適當であるというふうにかへたものであると存じております。
○渡部(行)委員 それは勝手に政府が恩給という

字句の解釈をしたものではないかというふうに思うわけですね。なぜならば、恩給の「恩」という字は、その「心」の上にある「因」は「ある下地の」に乗って、下を押さえることを示す会意文字である、こういうふうな漢和辞典には載っているわけですね。そして「恩」は「心十音因」の会意兼形声文字で、心の上にのしかかって何かの印象を残すこと。恵みを与えて、ありがたい印象を心に刻んだこと。こういうふうになっているのです。

そして大正十二年の軍人恩給法というものをみてみますと、この中の第二条に「陸海軍軍人恩給ハ左ノ六種トス」という中の四に「賑恤金」というものが入っているわけですね。この意味は何かと言うと、人の難儀を気の毒がって金品を恵む、こういうふうになっているわけですが、こうなると、恩給というのは、やはり帝国憲法のもとで上から賜るという思想が根底にあってこの文字が使われたのではないかと、それが終戦後だんだんと解釈を変えただけで、実際は恩給法というのは、戦前の帝国憲法の法制下の中にできたものであって、現在の平和憲法のもとでの法体系にはなじまないではないか、こういうふうな考えのようですが、いかがでしょうか。

○中山国務大臣 先生御指摘のような、なるほど戦前の法律制度においては、上から賜るものというふうな歴史的な経過があったかも知れませんが、そのとおりだと思いますが、戦後におきまして、平和憲法のもとでは国民が主権者でございすから、主権者が主権者のために奉仕をした公務員に対して支払うべきもの、私どもはここのように理解して言葉を使っておるわけでございます。○渡部(行)委員 私は、言葉というのは余り軽々に解釈すべきではないと思うのです。すべて一つの歴史的な経過をもって言葉というのにはきつていくわけではございません。したがって、そういう意味からすれば、何もこんな恩給の言葉にこだわらないで、どっちみちこれは年金だというふうな言っているわけですから、年金なら年金というものの

一本化して、後は内容の面で実質的に仕分けをした方が合理的ではないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○小熊政府委員 いま先生おっしゃいましたように、恩給の「恩」の字は、「給」の字はどうかというところになります、あるいは漢語から来ればそうかも知れませんが、広辞苑など見ても、もうすでに恩給という言葉が「ちよつと読ませていただきますと、「一定年限勤続して退職した公務員またはその遺族に、国庫または国の指定する団体が給付する一時金または年金。」このように定義しております、また英語でもペンションとかスーパーアニュエーションという言葉、これは普通年金と考えられるのですが、訳語としては恩給という言葉を使っております、フランス語でもペンションを恩給、こう使っております。また先生引用された恩給法でも、その第一条で「恩給ヲ受クル権利ヲ有ス」と、権利としても規定しておるわけでありまして、決して恩恵的に与えるというふうな意味ではもう使われていないと考えていいのではないかと考えております。○渡部(行)委員 これで余り争いたくないのですけれども、しかし、現実にかつては下万民に与えるという考え方があったことは帝国憲法から考えても明らかで、せつなく憲法を変えて民主的な体制をつくらうという中で、この旧来から残っている恩給というものを改めていいのではないかと。現実には恩給を継承して、いまは共済組合年金というふうに変更している部分もあるわけですが、何もこれだけを残さなければならぬ理由はないだろうと思うのです。問題は実体であって、名前がそういうふうな誤解されがちだとすれば、この辺で少し考えてみたかどうかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○小熊政府委員 先生のおっしゃることもわかるのですけれども、ただ、いま共済年金を受けておる人などでも恩給をもらっておるか、おれの恩給は幾らだというように、もう年金と言ふよりはもっとなじみ深く定着しているのではないかと、このように考えておるわけでございます。○渡部(行)委員 それでは恩給と年金とは具体的にどのような違いがありますか、お聞かせ願いたいと思っております。○小熊政府委員 恩給は、御承知のように相当年限忠実に勤務をした公務員が退職した場合とか、あるいは公務のために傷病を受けたあるいは公務のために死亡したというような場合に、その公務員あるいはその遺族の方に支給する年金でございます。これは言うなれば国家補償的な意味を持つた年金かと思っております。共済年金の方は、これは恩給と同じように退職した公務員に対する年金等でございますが、たとえばそのあり方から言いますと、恩給では、国庫納金という形で、いわゆるファンドとしてそれを使うというところはなかったわけですが、共済年金の場合は、掛金という形で、それをファンドとして支払いをする、いわば保険数理に基づいた社会保険といえますが、そういう性格を持つておるといふように考えておるわけでございます。その中身につきましても、恩給の場合は、文官吏十七年、あるいは軍人であれば十二年あるいは十三年、これに対して共済年金の方は二十年、これはいろいろ保険数理の方から出てきた数字ではないかと思っております、そういう違いがあるというように考えておるわけでございます。

○渡部(行)委員 しかし、恩給にしても一定の率の掛金があるのでしょうか。だとすれば、その掛金のある部分については、性質としてはそう変わっていないのではないかと。しかも、共済年金の方は二十年となると、恩給の方が非常に分がいいというところになるのです。そして、その恩給の性格は、忠実に勤務した—その忠実とは、一体どういふことを指して忠実な勤務と言ふのか。たとえば旧軍人の中で大將とか中將とかいう方が戦犯に問われて、そしていま現実に恩給をもらっている方がいると思うのです。その辺の実態はどうでしょうか。戦犯に問われた者がどのくらい恩給をもらっているか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。○小熊政府委員 恩給の計算は、最終俸給と勤務年数で決まるわけでございます。したがって、まして、外地で戦犯になって抑留されておった方は、それなりの加算をつけてやっておりますし、あるいは戦犯で死刑になられた方の遺族に対しては、遺族年金が出ておるわけでございます。計算は普通の恩給と全く同じにやっておりますわけでございます。○江藤委員長 人数は何人くらいか……。○小熊政府委員 人数はちよつとわかりかねるわけでございます。○渡部(行)委員 おおよそその人数、わかりませんか。A級ばかりでなくて、一応戦犯という範疇でとらえた場合、該当する人たちは何人くらいいるのか。○小熊政府委員 B級、C級にしましても、外地から引き揚げてきたときは、単に復員という形をとっておりますので、その方が戦犯に問われたとか問われないというふうなことは調べておりませんので、ちよつとわかりかねるわけでございます。○渡部(行)委員 内容が忠実な勤務ということ、いまの憲法のもとでは国民に忠実な勤務ということになるかと思うのです。だとすれば、戦犯という一つの戦争責任に問われた人に、忠実な公僕としての恩給というものを与えていいものだろうか、私はこの辺が非常に疑問になるわけですね。しかも、一生懸命その命令に忠実に—善良な一般の国民が兵隊で行って同じように戦死をしても、その人は非常に少ない額で手当てがされ、階級がいい、いわゆる戦争を指導した大將や中將などが死ぬと、その何倍もあるいは十数倍も国がそれに手当てをする。これは矛盾を感じませんか。○小熊政府委員 恩給制度というのは、先ほど話がありましたように、明治九年からずっと続いている制度でございます、その計算方式なり支給に対するいろいろな制限、こういうものをその

まま受け継いでいるわけでございますので、その辺をいまの時点で振り返ってどうかということもなかなか——既得権の問題もあるでしょうし、いろいろなかことがございまして、非常に無理な話ではないのかというように感じております。

○渡部(行)委員 しかし、連合国の最高司令官の指令によって、軍人恩給というのは一たん打ち切られた経緯がありますね。だから、その際、それはなぜ打ち切られたか、結局侵略戦争をやった日本の軍人に対してそういう恩恵を与えるべきでないという思想があったかと思えます。しかし、それを復活する際には、そういう内容についても私は考慮すべきでなかったかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○小龍政府委員 昭和二十八年に復活いたしましたときは、もちろん内容についてはかなり戦前とは変わったものになっておったわけでございます。たとえば仮定俸給等の決め方につきましても、戦前とは大分違つて格差はずっと少なくなつていたと思ひます。

○渡部(行)委員 どうも話がかみ合いませんが、私が言いたいのは、戦争責任者というものに対してはどういう考え方でこの恩給の対象にしたのか、このことなんです。

○小龍政府委員 戦争責任者と言ひしても、やはり戦前……(渡部(行)委員)戦争犯罪者と言つた方がいいですね。戦争犯罪者でございまして、戦前はやはり国のために自分の命をささげて戦争をしてきたわけでございますので、戦後恩給審議会等ではいろいろ議論された際も、これはなるべく遇すべきであるという答申がありまして、それに基づいて恩給法が復活したということかと思ひます。

○渡部(行)委員 それではA級戦犯の筆頭である東條英機の家族に対しては扶助料は支払つたのですか、どうですか。

○小龍政府委員 支払っているはずでございます。遺族扶助料が支払われているはずでございます。

○渡部(行)委員 どうも私はしっくりこないのは、一方において死刑に値するということで判決を受け、そして絞首刑になった、そのことについて国が全然反省をしていない、そしてただありきたりの法律によってそれを当てはめたという感じがするのです。そして一方においては、兵隊の方にはその恩給ではとても生活し切れないというような状態が続く、また他方にはいまだに補償もされない人たちがたくさんいる、こういうことは不公平じゃないでしょうか。ただ公平、不公平の問題よりも、私は日本国が新しい日本国に生まれ変わるべきの最も重要な反省点が欠けていたのではないかと、こういうふうに考えるのですが、いかがでしょうか。これは長官にひとつ所信を承りたいと思ひます。

○中山國務大臣 先生の戦犯に対する恩給の支給が間違つてゐるのじゃないかという御指摘でございますが、私どもの国家が戦争によって受けた被害、あるいはまた戦争遂行のために全体のために戦つた人たちがたくさんいる、大將から兵に至るまで、外においても、御案内のように、上等兵であつてもあるいは二等兵であつても、現地の軍事裁判所で勝者が敗者を殺して絞首刑になった方にも遺族年金が出てゐるはずでございます。また司令官として内地におつて、極東軍事裁判所においていわゆる絞首刑の判決を受けて、いわば外国の占領下において勝者が敗者を殺した。そういう中で有名な判事がおられた。極東軍事裁判所のたしかインドの判事でありましたが、バル判事は日本無罪なりということを中心とした裁判官であつたと思ひます。だから、私はもつと後世の歴史が何が正しかったかということをお考へであらうと思ひます。国家として、民族のために戦つた方には位階勲等の差を問はず、それぞれの立場の方々の御遺族に支払うべきものとして、昭和二十九年に国民の代表のおられる国会で議決された法律に基づいてたゞいまの遺族年金が支給されておるというふうに理解をいたしております。

○渡部(行)委員 この問題はかりやつておれませんが、いまの答弁では、ただ国会の議決したものに從つてやられたと言つておられますけれども、何か釈然としないわけですね。私は、人の命というものは、将官であつても兵隊であつてもそんなに差がないじゃないか、あるいは国にささげる愛国心というものはそれほど差がない、むしろ純朴な兵隊は心理学的には愛国心がかえつて強かつたのじゃないか、このくらいにささ考えられるわけですか。

○小龍政府委員 戦死されたような旧軍人について、いま先生おっしゃつたように、もちろん原則的な計算としては差があるわけでございますが、現在、最低保障額という方式を取り入れて、最低保障額で支給してゐるわけですが、これによりまして、大体兵隊から少佐の方までこの最低保障額に埋没するといふか、同じ金額になるわけでございます。あとその上の方が若干ずつ高くなつていくというのが公務扶助料の現状でございます。

○渡部(行)委員 この最低保障額でもまだ満足がいけない。もちろんそれは高いほどいいのは決まつていますけれども、しかし、これはもう少し物価その他と見合わせながら上げていくお考えはないでしょうか。

○小龍政府委員 ただいまの御審議いたしております改正法によりまして、月額十萬三千円というところで改正法を御審議いただいておりますが、この十萬三千円という金額、これは現職の方々が公務死したような場合の金額等をいろいろ考へまして決めておるわけでございますが、なお今後いろいろ物価が上がるとかあるいは公務員給与が上がるといったような事態に對しては、またその時点で考へていかなければならぬ、このように考へておるわけでございます。

○渡部(行)委員 次に、これは大蔵省の主計局にお伺いいたしますが、公務員の職域年金として共済年金ができておりますが、この年金の基礎期間に厚生年金とか国民年金等の被保険者期間を通算して、このたくさんある共済年金制度を一元化するお考えはないかどうか、お伺いいたします。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

ただいまの御質問の御趣旨は、厚生年金とか国民年金、それらの被保険者であつた期間を共済組合員の期間に通算して一本の年金にする考へはないか、こういう御趣旨かと思ひますが、現在わが国の年金制度は、公的年金として八つの制度に分かれてゐると言われておまして、それぞれの制度が、それぞれの職域あるいは集団を保障単位として、それぞれの公的年金の仕組みを構成してゐるわけでございますので、そのために、幾つかの公的年金の間を移動した方々のために、通算年金制度というものが別途すでに制度化されてゐるわけでございます。したがつて、現在はいさういう通算年金をそれぞれの制度から払うといふことによつて、実質的に通算してゐるのと同じ効果が出てゐるわけでございます。全く異質の期間を等質のものとしてそれぞれ通算し合ふといふようなことは、現在の制度の上では不適當ではないかと私どもは考へております。

なお、共済年金を統合する考へはないかという点でございますけれども、これにつきましても、国家公務員、地方公務員あるいは三公社の共済組合といふのは、それぞれ沿革あるいは内容に若干の相違がございまして、一気にこれを統合するといふのはなかなかむづかしい状況にあるといふふうに考へております。

○渡部(行)委員 どうも役人の方々は、その性質だとか経過とかそういうものをばかりにとらわれて、国民の側から、その支給を受ける側から、どういふふうにかこの年金制度というものを感ぜ取つ

ているか、こういう辺に対する配慮が少し足りないんじゃないか。

いま、現実的には通算ができていと同じだと言われまして、これは全くうそだと私は思います。たとえば、国民年金を掛けてきて、その後公務員になって、今度は共済年金に切りかえた場合、国民年金の期間が共済年金の期間に通算されますか。されていないじゃないですか。あるいはまた海外に抑留されて、あるいは軍人になって、そしてまだ恩給はつかない。しかし、帰ってきた、戦友の一人は公務員になった。そしてもう一人は民間の会社に働いた。そうした場合、公務員になった人は、その軍人の勤務期間というものが通算されるけれども、民間の会社に働いた者は、全然これは考えられない。現実にはそういう事実があるんじゃないでしょうか。それが通算と同じ結果を生んでいるということ、どこを指して言えるのですか。

○佐々木説明員 お答えを申し上げます。
前段で先生がお尋ねになりました、現在のおが国の年金制度の通算の問題でございますが、たまたま大蔵省の共済課長からお答えがありましたとおりでございます。昭和三十六年に国民年金が創設された際に、わが国の年金相互の間にございまして通算を行うべきではないかという御議論がございまして、その際にいろいろ検討いたしました結果、それぞれの年金の期間を通算いたしました結果、年金の受給資格を定める、ただし、支給の方は、それぞれの制度から通算年金という給付を行う、かようなことで決着を見ておりまして、国民年金に加入をされた方でも、もちろんその期間につきましては、ほかの共済等の期間と合算いたしましたし、期間を満たす場合には、給付が国民年金の方から行われるという仕組みになっているわけでございます。

次に、後段で、お尋ねになりました点でございますが、この問題につきましては、去る二月二十八日の予算委員会におきましてお尋ねがございました。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

てお答え申し上げたわけでございますが、国民年金、厚生年金は、いずれも保険料の拠出をもとにいたしまして相互連帯の制度でございますので、そういう制度の性格から申しまして、それ以前のたとえば軍務に服された期間につきまして給付を行うということとは、大変な問題であるということ、繰り返し政府からその趣旨のお答えを申し上げているという問題でございます。

○渡部(行)委員 どうもさっぱり話がわからなくなつてしまつたわけですが、そうすると、こういうふうに解釈していいのでしょうか。国民年金を掛けた者は、その後公務員になった場合は、公務員の勤務期間とそれから国民年金の掛けた期間は通算される、こういうふうな解釈していいのですか。

○佐々木説明員 現行制度の通算の仕組みは先生ただいま仰せのとおりでございます。国民年金の加入期間と厚生年金、共済組合その他のほかの公的年金の加入期間を合わせまして二十五年以上でございます場合には、国民年金の加入期間については国民年金の方から通算年金が出る、それから共済年金、厚生年金等の加入期間の分についてはそれぞれの制度から通算年金が出る、かような仕組みになっておりまして、その構成につきましては、通算年金通則法という法律がございまして、その法律に基づきまして、各制度からただいま申しましたような給付が行われるという仕組みになってございます。

○渡部(行)委員 肝心なことを答えていないようですが、軍人の在職期間、これが通算されないという事実が一体どういうふうな解釈したらいいのでしょうか。

○佐々木説明員 ただいま御説明申し上げました年金の通算制度は、昭和三十六年に創設されたものでございまして、と申しますのは、昭和三十六年から国民年金の制度ができておりますので、それ以前は国民の皆年金という体制になっておらなかったわけでございます。したがって、昭和三十六年以降のそれぞれの制度の加入期間につき

ましては、ただいま申し上げましたような通算が行われておりますが、それ以前の期間につきましては、原則として通算は行われていない、かような構成になっております。

○渡部(行)委員 だから、私が言っているのはそこなんです。肝心なところ、公務員になれば通算されて、公務員でなければ通算されない、この同じ国民に対して差別があるんじゃないかというところなんです。法のもとに平等だと言ふけれども、一体これは平等だと言ふでしようか。ただそれは、軍人も公務員とみなして、そしてこの公務員を国家公務員として取り扱うか、公務員の方には通算する。しかし今度は、地方自治体の職員あるいは公労協、そういうところの人たちについてもやはり通算されることになつていくわけですよ。そうすると、どうもその立論が、何か一般の民間に働く人あるいは農業者をやっている人たちのために数が多いから支払いたくないというふうな受け取り方ではないのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○佐々木説明員 先ほど申し上げましたように、厚生年金、国民年金は社会保険の仕組みでできておりまして、加入されるすべての方々が保険料を納付をされる、その納付をされた期間について給付を行うというものを基本的な構成にいたしております。したがって、保険料を納付をされない期間につきまして給付を行うというふうな制度の仕組みはなっていないわけでございます。

一方、共済の年金の方は、これは恩給の制度を引き継いだ制度でございます。旧恩給の期間につきましては共済制度におきまして給付を行う、こういう仕組みになってございまして、民間の厚生年金、国民年金と公務員を対象にいたします共済年金では、過去の期間の取り扱いが異なつていくというところがございます。その点は制度の性格の相違ということから見ていただければ結構でございます。

○渡部(行)委員 制度の性格が違つて、言いながら、実際あなた方は勝手に法律をいじつて、そう

して今日の法律に仕立ててきているわけですよ。たとえば三公社の職員を対象とした公共企業体職員等共済組合法とかあるいは国家公務員を対象とした共済組合法とか、いろいろそういう性格によつて都合のいいところは皆そうやってつくつて、そこには軍人の期間を全部通算させる。あるいは軍人でなくとも、今度は別なたとえば農林省から電電公社に職場がえをした、そうするとそれも通算できる。ところが民間の人は全然通算の対象にならない。しかも国のために働いたのじゃないですか。役所の書類の上から見ないで国民の側から見てください。同じ命がけの戦争をやつて帰つてきたら、隣の者は役場に勤めてそれが通算されておる、自分は百姓やつてゐるために通算されない、こんなばか話がありまじょうか。われわれは政治家なんです。だから、これは法律の経過がどうのこうの、制度がどうのというのじゃなく、国民にどうしてもっと平等感を与えないのか。そこでわれわれはその制度の手直しをしなければならぬではないかという議論をしているのだ。何もいまの制度の説明をせよというのじゃないのです。その辺についてはどうですか。

○佐々木説明員 先生仰せのような御要望があることはもちろん承知しております。国民年金の場合には、厚生年金、国民年金は、厚生年金の場合には民間の工場等に勤務の方々、国民年金は農業者その他自営業の方々を対象にしております。ございまして、そういう制度の中で、過去の期間につきまして、しかも公務員だけについて処遇を行うというところは、この制度の上で、民間の方々の均衡から申しまして、これはとても無理があるというところがございます。仰せのことは十分承知はしております。仰せのことは、制度の仕組みからそれは対応がむずかしいということでございます。

○渡部(行)委員 だから私は大臣を呼んだのですよ。大臣が来れなかつたら判断のできる局長を出しなさいというのに、何だ、課長が来てそんな責任のない答弁をしている。判断のできない課長で

は話にならぬよ、こういうのは。政治的にこころは質問しているのだ。何も事務内容がどうのこうの聞いているわけじゃないのですよ。現実がいまどんどんとこのことで請願が出ており、陳情が来ているじゃないですか。そして自民党の代議士も皆入って、超党派で議員連盟をつくっているのですよ、この短期軍歴期間の通算については。そういう現実を全然無視して事務的な答弁の繰り返しでは話になりませんよ。

○佐々木説明員 この問題は、国会におきましてもしばしばお尋ねがある問題でございます。昨年の予算委員会におきまして、やはり同じ趣旨のお尋ねがございまして、当時の野呂厚生大臣から、ただいま私が申し上げましたのと同じ趣旨のお答えを申し上げておりました。決して私の方で現状の事務的な説明をやっているというようなことではございません。

○渡部(行)委員 それでは私がいまこれを検討してくれ、こういうふうに言いますから、それを大臣に伝えて、そして検討するように努力する、こういう返事ができませんか。

○佐々木説明員 昨年の予算委員会におきましても、そういうお尋ねがございましたが、厚生大臣としては、その問題は厚生年金、国民年金の問題として、私がかしと申し上げておるわけでございまして、私がこの席でとやかく申すことはなんでございまして、先生の御質問の御趣旨は、戻りましてよく上の方に伝えたいと思っております。

○渡部(行)委員 それでは次に移りますが、次に移る前にちょっと大蔵省の方にお伺いします。幾つもある共済組合の年金制度、これをなぜ一本化できないのでしょうか。ただその経過が違ふとか、そんなことだけでは納得できないのです。結局掛金を掛けて、もうとうとうこの仕組みだけは何も変わっていないわけですからね。

○野尻説明員 共済組合の年金は、現在その制度としては五つに分かれております。国家公務員と地方公務員と三公社の公共企業体、それから公務員グループとはちよつと異質でございますけれども、

も、農林漁業団体の職員の共済年金、さらに私立学校教職員の共済年金と五つに分かれておるわけでございます。

〔愛野委員長代理退席、桑谷委員長代理着席〕
これを一本化したらいかがかというお尋ねかと思ひますけれども、実は制度としては、国家公務員と地方公務員はそれぞれの法律で分かれておるんですが、完全に相互間の期間通算を等価なものとして行うということに相なっておりますために、国家公務員と地方公務員の間は一つの制度と考へても差し支えなからうかと考へておりました。

ただ問題は、同じ一つの法律の中に保険者がたくさんあるということだろうかと思ひます。たとえば三公社の共済組合は、法律は一つでございますけれども、国鉄、電電、専売といった公社ごと共済年金の財政的な仕組みを変えておる。一緒にしたらどうかというお話と、それから制度を一緒にしたらどうかというお話と、いろいろあるかと思ひますが、保険者を一緒にするという問題につきましまして、それぞれの保険者ごとの問題がございまして、なかなか困難な面があるわけでございます。

ただ、私も国家公務員共済組合を例にとつて申し上げますと、一昨年の法律改正におきまして、それまで六つありました保険者を二つに統合いたしました。一つは郵政省の共済組合で、これはまだ依然として独立運営がされておりました。その他の国家公務員の省庁別に分かれておりました共済組合は、全部共済組合連合会というところに統合いたしました。保険者の統合という面では一歩を進めたという経緯はございまして、したがいまして、今後全くそういう保険者の統合ということとは考へられないかと申しますと、そこはさういふいろいろの検討を加えていかなければならぬように私も考へておる次第でございます。

○渡部(行)委員 だから、よく話をすると、六つを二つにした、そういう経緯があればできないこととはないというふうに受け取れるわけです。特に今日の課題として行革が叫ばれておるわけでございます。そういう中で、ただ小手先の改革をしても私は何にもならないと思ひます。この行政機構というものには、言つてみればちよつと益裁のようなもので、葉っぱだけじゃまになるから切つていったって、これはきれいな益裁になるはずがないのです。根本的に幹と枝とのバランスの関係とかあるいは葉っぱと枝のバランスとか、そういう一つの均衡というものを考へながら、そして同じようなシステムのもので一本化していく、そういう中から初めてこの行革というものがスムーズに無理なく進むのではないかと、こういうふうに思ひわけです。その努力をする考へ方がなくては、ただ既成の制度にしがみついておつたのでは一歩も進まないのではないかと、むしろ進めると、今度は血が出てくる、こういう無理になるのではないかと、こういうふうに考へるのですが、いかがでございますか。

○野尻説明員 共済組合の統合の問題でございますけれども、私も現在、たとえば国鉄共済組合が財政的に非常に困難な状況に陥つておる、この国鉄共済年金の制度を、この現況を打開するためには、三公社の共済組合と国家公務員の共済組合を統合して当面の打開を図るべきではないかというふうな御意見が、国鉄総裁の諮問機関である研究会から昨年答申されておるという事情も承知しております。しかし、この問題はなかなかむづかしい問題でございます。この国鉄共済をどうするかという問題を含めて共済年金制度全体の見直しをどういうふうに行つていくか。一つには、現在のような給付水準、給付体系のままでいいのかどうか、その基本的な見直し、それからいま御指摘のありました制度間の統合あるいは保険者の統合、こういうことはどういふふうにか考へていったらいいのか、さらに、そのようなことを踏まえて、共済年金財政の安定化ということのために今後どうすべきか、こういった基本的なテーマを中心といたしまして、昨年の六月から、大蔵大臣の

私的な研究会でございすけれども、大蔵省にそういう研究会を設けて、すでに現在まで九回ほどの審議を重ねておるわけでございます。おおよね二年間でこの研究会で大体の先生方の御意見を聞きまして、さらに私どもとしてその御意見を参考とした上で、さらに私どもとしてその御意見を参考して現在進めておるところでございす。

○渡部(行)委員 次に移りますが、旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の支給がなされるようになったわけですが、この対象期間として「支那事変以降戦地、事変地で戦時衛生勤務に服した期間及び引き続き海外で抑留、留用された期間」となっておりますが、この戦地、事変地というものを除いて全部に適用はできないのですか。

○閣(通)府委員 お答え申し上げます。御質問の旧陸海軍の従軍看護婦につきましては、五十六年度から新たに措置することとして予算の計上をいたしてございす。先生御存じのように、同種の日本赤十字社の看護婦につきましましては、昭和五十四年度からすでに慰勞給付金を支給してございす。これらの従軍看護婦の処遇につきましましては、当委員会でも数年にわたりまして御議論がございまして、恩給を含めて既存のいろいろな諸制度ではどうしても処遇することができない、しかし、看護婦さんの中には、戦場になりました戦地で大変な苦勞をされた方々がある、そういう方々にはぜひ何とかできないかという昭和五十三年の国会での各党の合意等もございまして、かような戦場になった戦地で長期間にわたり御苦勞された看護婦さんの方々に、特に慰勞給付金の支給をいたそうという趣旨で始めたものでございすので、ただいま先生御質問がございました戦地以外と申しますと、内地あるいは外地に当たるところかと思ひますが、そういう戦場にならなかつた地域の看護婦さんの方々は対象にしていない、かようなこととございす。

○渡部(行)委員 そこで、戦地と事変地というのは具体的にどこを指しますか。

○閣(通)政府委員 戦地、事変地の定義は、五十四年に日赤看護婦の慰勞給付金の支給要綱を定めましたときに、その支給要綱の中で規定いたしております。具体的に申し上げますと、まず事変地は、昭和十二年七月七日以降の中国及び昭和十五年九月二十三日以降の旧領インドシナでございます。この場合の中国は満洲を含みまして、台湾及び香港、九龍半島を除いた地域でございます。それから戦地は、昭和十六年十二月八日以降、戦間地域となりました中国、旧領インドシナ、タイ、ビルマ、旧英領マレー半島、旧蘭領東インド諸島、オーストラリア、フィリピン諸島、太平洋及びインド洋上の島嶼等でございます。また千島列島、樺太、北朝鮮、南西諸島等につきましても、それぞれの期間を定めて戦地と指定いたしております。

○渡部(行)委員 これは、実際こういう場合、戦地以外の場所も戦地になったわけですから、問題はそういう勤務をしたかということから考えてみますと、みんな同じじゃないかというふうに私は考えられるのですが、その点の御認識は一体どうなんでしょうか。

○閣(通)政府委員 実は旧陸海軍従軍看護婦の勤務実態につきましては、昨年の夏から秋にかけてでございますが、厚生省が実態調査を実施されております。実は五十六年度から措置することいたしました。その実態調査の結果に基づくものでございますが、この実態調査等によりまして、先ほど申しました戦地、事変地等に派遣された看護婦さん方は、陸海軍病院のみならず、特に戦争の後半におきましては、兵たん病院あるいは野戦病院、さらには第一線の救護隊等に派遣されまして、第一線の戦時衛生勤務に服されているという実態が明らかになっております。この慰勞金の趣旨は、そういう方々の特別な御苦労に報いるためのものというぐあいに理解いたしております。やほりという戦地、事変地で格別に御苦労になった方々を対象にしている、かように申し上げられるかと存じます。

○渡部(行)委員 しかし今後、もし事変地以外でも事変地と何ら変わらない、そういう勤務状況があった場合には、ひとつ何らかの方法で考えていただきたいと思ひます。

それから、旧陸海軍従軍看護婦に対する今度の慰勞給付金あるいは旧日赤看護婦に対する給付金等は、戦後処理というふうに考えていいのでしょうか。

○閣(通)政府委員 この慰勞給付金の措置をとることとしたのは、先ほど私もちょっと触れましたように、昭和五十三年に各党の合意もございまして、推進するようにという御要望があったわけでございますが、私も理解しております。趣旨は、諸般の問題の中で特に従軍看護婦の問題につきましては、女性の身でありながら召集を受けまして、そして第一線の勤務をしておられるという非常な特殊事情に注目して措置したもの、かようなことでございます。

○渡部(行)委員 私の聞いているのは、特殊性があったということとを認めたからやられたものだということが、従軍看護婦というのは戦争のためにできたわけですから、その戦争が終わった際の戦後処理としてやらなかったのが、いまにしてその特殊事情を発見したので、これを戦後処理として処理した、こういうふうに理解するのが当然じゃないかと思うのです。

たとえば、この中にも書かれていますように、「政府は、旧陸海軍看護婦は旧日赤看護婦と異なり、後方勤務が多く、該当者も明らかでない」としていただいております。そしてこれを阻んでいただいております。ところがだんだん陳情や請願が出てきて、政治的な圧力も大きくなってきて、「五十五年度に調査費を計上し、厚生省が調査を行った。その結果、旧陸海軍従軍看護婦に対して、五十六年四月から旧日赤看護婦と同様、日本赤十字社から慰勞給付金が支給されることとなった。」というふうになっているのです。これはやはり戦後処理の一環と考へてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○閣(通)政府委員 この問題は戦争に起因した問題であるということとはよりでございます。しかし、先ほど私が申しましたのは、この問題が女性の方である、それから現地の御苦労の実態、その特殊性に非常に注目をいたしまして措置をされたもの、かような趣旨であると申し上げられるかと存じます。

〔衆参委員長代理退席、委員長着席〕

○渡部(行)委員 その特殊性があったから戦後処理としてやったのだ、こういうふうに理解していいですね。

○閣(通)政府委員 戦争に起因した問題であることは先生おっしゃるとおりでございますが、措置を決めましたのはこの問題の特殊性に注目して措置した、かように申し上げられるかと思ひます。

○渡部(行)委員 それでは次に移りますが、旧軍人は国家公務員なのか、それともどういう位置づけをされておられるのか、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○小泉政府委員 恩給公務員ということで位置づけしております。

○渡部(行)委員 そうすると、この軍人の恩給公務員の身分はどこから発生してどこで終了したのか。これはたとえばソ連の抑留者あるいはその他の抑留者について具体的に答え願ひたいと思ひます。

○小泉政府委員 その恩給公務員として位置づけしている期間、在職期間ということかと思ひます。が、就職のときから退職のとき、すなわち、たとえばソ連抑留者で言いますれば、軍隊に入ったときから復員して帰ってくるまで、復員手続の完了するまでということで、一般の文官でございますれば、退職手続の完了したときまで、こういうことに相なります。

○渡部(行)委員 そうすると、入隊したときから、抑留された者は復員をしたときまで、これを恩給公務員という身分として見て、そしてその期間は公務員の勤務期間であった、こういうふうに解釈していいわけですね。

○小泉政府委員 もうちょっと詳しく申し上げますと、現役軍人の就職というものは、任官したときあるいは入営、入団したとき。それから退職というものは現役を離れたとき。それから非現役軍人、予備役とかあるいは補充兵役でございますが、これの就職というものは、召集によって部隊に編入されたとき、あるいは志願によって軍人の勤務にいたるとき。退職というものは、召集解除のときあるいは解職されたとき、こういうことでございます。それから勤務についたというお話でございますが、在職しておった、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○渡部(行)委員 つまりは、ソ連抑留者というのは、召集されたら何かのいろいろな手続によって軍に編入されてから舞鶴へ復員する、この期間は公務員とみなされる、そしてしかも恩給公務員としてその期間は恩給の対象になる、こういうことではないでしょうか。

○小泉政府委員 その期間に在職したと考へて結構でございます。

○渡部(行)委員 そうすると、公務員でありますから、これは当然国が給料を支払わなければならぬはずですね。終戦時の昭和二十年八月まではみなこの軍隊は給料をもらっているのですよ。ところがそれ以降、ソ連に拉致されてからは全然給料をもらわない。だとすれば、その捕虜の人たちの家族に対して、国家は給料を引き続き支払わなければならぬ責任があったはずですね。その点はどうでしょうか。

○小泉政府委員 軍人でまだ復員されてない方々に対しては、未復員者給与法というのがございます。それによりまして給与を支払うことになっております。

○渡部(行)委員 その給与を支払うことになっていないのが、なぜ払われていないのですか。私は受け取っていませんよ。もしあなたが支払われたと言ふなら、私に支払ったという証拠をお示しください。ソ連の抑留者は恐らく一人もその給料は受け取っていないはずですね。

○小泉政府委員 もうちょっと詳しく申し上げますと、現役軍人の就職というものは、任官したときあるいは入営、入団したとき。それから退職というものは現役を離れたとき。それから非現役軍人、予備役とかあるいは補充兵役でございますが、これの就職というものは、召集によって部隊に編入されたとき、あるいは志願によって軍人の勤務にいたるとき。退職というものは、召集解除のときあるいは解職されたとき、こういうことでございます。それから勤務についたというお話でございますが、在職しておった、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○持永政府委員 私どもの方は都道府県の世話課を通じて支払ったはずでございますが、先生の問題につきましては、もしそういう御事情におありになるとすれば調査をさせていただきたいと思っております。

○渡部(行)委員 これは非常に重大な問題だと思っております。それでは、私が復員したのは昭和二十三年の十二月二十三日なのですが、このとき舞鶴で支給されたのが九百数十円です、千円足らず。それは後から調べてみると旅費と食費だ。そして乾麺包が二袋だと思いましたが、これだけ支給されました。全然給料というものは入っていない。家に帰ってきて、それを支給された形跡は何一つありません。しかも、当時は物価がどんどん上がっておりまして、この旧軍人の俸給というのは、昭和二十三年ではどのくらいになっておったでしょうか。

○持永政府委員 いまちょっと手持ちがございせんが、後で調べて御報告させていただきます。

○渡部(行)委員 ですから、ソ連の抑留者というのは大変な苦勞をして、強制労働をさせられながら全然報いられない。したがって、当然支払われるべき給料もそれは払われていない。こういうことを私は自分の体験を通して申し上げているわけでございます。しかも、この昭和二十年八月現在では、陸軍上等兵の俸給は月額にして十円五十銭です。しかし、これは昭和二十三年ごろになるとものすごく上がっているはずなんです。しかし、そういうものの、軍隊の俸給というものと公務員の俸給を比べてみますと一番はつきりするわけですが、大体昭和二十三年ごろは、一番低い人で四級俸で月三千八百四十四円、こんな調子で相当の額になっていくわけなんです。こういうふうにして支給時に換算して俸給というものを考えると、相当の金になるのではないかと。かりそめにも國が当然支払わなければならないその俸給というものはきちっと払っておかないと、まさに國が軍人の給料を横取りしたような、横領したような不都合になりますから、これは十分調査をして、そして

仮にもこれから支払うとなれば、もういまの時点の金額に換算して年限をこれに掛け合せて考えなければならぬと思っております。その点はいかがでしょう。

○持永政府委員 先生先ほどお尋ねの未復員者給与法でございますが、二十年の八月から二十二年の六月までの間は、この間は階級に応じてそれぞれ従前の俸給を支払っております。それから未復員者給与法ができてから、階級差別をなくしてその後支払うことになっておりますが、二十二年の七月から二十四年の十月までは月額百円、二十四年の十一月から二十五年度の十二月までは月額三百円、それから二十六年度の一月から二十八年度の七月までは千円というふうな給与を支払うことになっております。

それで、先生がおもいらになっていないという話でございますけれども、実はさきほど自民党の中でそういった関係者の方々のお集まりがございまして、それで一部もらっていないという方もおありになったようでございます。けれども、果の提議担当をやっておられた先生のお話で、当時の果の提議を通じて支払ったというふうな話もされておるようでございます。先生、この件については、なお調査をさせていただきたいと思っております。

○渡部(行)委員 月額百円くらいでいいかげんな支払いはするから問題が残るわけなんです。公務員の給料と比べてみて、それは生活給になりますか。命がけで國のために戦った軍人に対するそれが処遇ですか。人間の血が通っているなら、現実的にそれで生活している公務員の生活給というものと並みに保障してやるのが國策として当然じゃないか、私はこういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○持永政府委員 ただいま御説明いたしましたように、二十年の八月から二十二年の六月までは、従前の階級に応じてそれぞれ給料を支払っております。当時、その後の情勢なりああい戦後の混乱期でございます。二十二年の七月に未復員者給与法というので、一本の法律で未復員者の方々に対して給与を支払うことになりました。そのときの月額が百円ということでございます。

○渡部(行)委員 そうすると、そのときの給与支払いの対象になった人員はどのくらいですか。

○持永政府委員 ちょっといま手持ちがございせんが、後で御報告させていただきます。

○渡部(行)委員 それでは、実際正確には人員の掌握が政府においてされていないと思うのです。抑留者の正確な数字はこの外務省の調査に基づくと七十七万人とされているのです。ちょっと読んでみます。これは一九五〇年四月一日、「在ソ日本人捕虜の処遇と一九四九年八月十二日のジュネーブ条約との関係」という文書ですが、この調査によりますと、「日本政府が発表し、総司令部が算定の基礎としているシベリア抑留者数は推定七十七万五千人である。この数字に対してソ連側は終戦直後五十九万四千名の数字を抑留者総数かのように発表しました。しかしこれは一九四五年九月十二日の発表であつて、その後一九四六年春頃迄にどれだけ入ソしたかは明らかにされていません。」「こういうことで、まず政府が最初に発表した七十七万五千人というのが正確じゃないかというふうに外務省の調査はなっております。ところがこの前宮澤官房長官が答えたのは、五十七万五千名だと答えている。開きが十分過ぎるのですが、この点はどうなんものでしょうか。

○持永政府委員 外務省が出されたという数字でございまして、これも基礎は恐らく私どもの方で出した数字だと思っております。便宜私からお答えさせていただきますか。

私どもとしては、二十二年に引き揚げ業務が始まります際に、各戦場におきます引き揚げ者の基本数を推計いたしております。この推計がいま先生おっしゃいました七十七万という数字になっております。ところが実際にその後ソ連からの引き揚げが始まりました。具体的にソ連への抑留の形が、大部分の方たちが作業大隊として編成されて

送られたというふうなことでございまして、舞鶴で帰還者がお帰になりました際に、それぞれ数字を把握いたしました。それを積み上げたものが先ほど先生おっしゃいました、官房長官がお挙げになりました五十七万五千人というふうな数字でございまして、したがって、当初の数字は、私どもが引き揚げ業務を始めます際に、当初概数として推計いたしました数字ということで御理解いただきたいと思います。

でございます、それ以降に申し上げた九月二日までの間、こういうことになるわけでございます。

○渡部(行)委員 先ほど九月二日と言ったのです。私、八月二日と聞かされたのですから、どうも合わないと思ひまして、失礼しました。

それでは、この北方地域戦務加算とか海外抑留加算とか、いろいろ加算の種類が設定されております。戦地戦務加算というふうなものでござい

○小館政府委員 加算年というものは、公務員という軍人が大部分ですが、在職中に特殊な勤務に服したというような場合、その間実際の在職年に

ささらに従たる在職年としてつけ加える年数でございます。それで、これはその地域で非常な危険な

職務、戦務に従事したとか、あるいはその地域自体が非常に危険であったとか、そういったものを勘案しましていろいろ加算年ができておるわけ

でございます。

戦地戦務加算というのは、職務として戦務に従事して非常に危険の度合いが高かったということ

で、一カ月おれば三カ月の加算年がつく、つまり四倍に計算されるというようになっておるわけ

でございます。

○渡部(行)委員 つまりはこういうことですね。その地域にいる軍人が、危険度がどのくらいで

あり、あるいはその苦勞の度合いがどのくらいである、こういう地域ごととにその危険と苦勞の度合い

を区別してこの加算年の種類をつくった、こういうふうな理解でいいでしょうか。

外務省の調べたものの中にもソ連で非常にひどかったというところは認めておるのです。それにもかかわらず、これを全部一緒に海外抑留者とい

う範疇でくくって一月の加算年を決めておる、これは私は非常に不合理だと思ひますが、いかが

でしょうか。

○小館政府委員 先生おっしゃいますように、確かにソ連に抑留された方が非常に苦勞されたとい

う話は承つておるわけでございますが、ただ、ほかの中国とかあるいは南方で抑留された方

でも非常に苦勞された方がおられたという話も聞いておるわけでございます。そういった一人一人、あ

るいはその国による差、これを突撃としてつかまえるというのとはなかなかむずかしい問題もある

し、またいまの加算の種類の中でも、辺陲地加算とかあるいは不健康地加算、これが大体三分の二

カ月あるは二分の一カ月というふうなことになる。おるわけでございますが、それらとの均衡も

考えまして、一カ月に對して一カ月という加算年をつけたわけでございます。

○渡部(行)委員 戦勝国の中でも、ジュネーブ四

条約とかあるいは陸戦の法規というふうなものを非常によく守つた国の中で抑留された者と、これ

を全く無視した中で抑留された者とはまるきり違つておるわけですね。この現実と違つたことを政府は把握してゐるのです。読んでみますから。

い。「一九四九年八月十二日のジュネーブ条約は、捕虜に関する國際慣習を闡明し且つ詳細な諸

点を明確にしたもので、いやくも捕虜をとりえ

た国は本条約の原則を無視することは許されな

い。」「こういふふうな外務省はちゃんとこの突撃を把握してゐるんですよ。ところが現実と事務的な

作業の段階になると、この突撃が出ていないんじやないですか。こういうことについて見直すお氣

持ちはありますか。どうか。

○小館政府委員 抑留中の軍人さん方なんです。この方々はその期間軍人としての勤務そのも

のではなかつた。しかし、まあ非常に苦勞されたというところで、全く特例的な措置として、一カ月

について一カ月という加算年をつけるということにいたしましたわけでございます。

○渡部(行)委員 非常に都合のいい返答をされておられますが、さつきは恩給公務員として抑留中

も認めると言つて、今度支払いを迫られると、あるいはそういう特例の適用について迫られると、そ

れは軍人としてではなくて、特殊なものであるとして見ておる、こういうことが通用するのでしょうか。

軍人恩給公務員なら軍人恩給公務員として、どれだけの危険と苦勞があつたかということが基準になるなら、それではかつたらいじやないでし

じやないんですよ。極寒零下四十度の中で作業をしてみなさい。小便をたれると小便は全部山の

うにもりもりと盛り上がるんですよ。普通なら水

が解けて掘れていくんだけれども、逆なんです

よ。その中で凍傷にかかる。私だっていまうんと寒い冬は足の指が痛みますよ、いまでも。

そういうものに対して国は全然配慮していないじやないですか。その違いというものを。しかも、

この強制労働というものは何れも兵隊の好みによつてなされたものじやないのですよ。兵隊の意思は

全く無視される。兵隊ばかりじやない、軍隊全体の意思が、抑留者全体の意思が無視されて、強制的に動物以下の取り扱いを受けたんですよ。この

ことをどういふふうな具体的事務の中で見るかというのを考えるのは当然じやないでし

か。これは政治的判断ですから、ひとつ長官にお願いいたします。

○中山國務大臣 シベリア抑留の方々の御苦勞のことは、先生御自身が体験なさつた体験者として

いまお話をしていただいているわけでございます。私ども痛ひほど御苦勞のことはよく理解をいたしてお

まして。私ごとにとわたりますけれども、私の母は当時衆議院の海外同胞引揚に關する特別委員長として、

シベリア抑留の方々の引き揚げのために幾たびか当院を代表して國連にも参つたこともござい

聞いてまいりたい、このように考えております。

○渡部(行)委員 それでは次に移りますが、いまの問題はまた後でちょっと議論したいと思っておりますけれども、共済年金に仮定俸給方式を採用されておりますが、この意味はどういうことなんでしょうか。ほかの年金制度と比較した場合、この仮定俸給方式というのは一体どういう意味を持っているのか、この辺をひとつ御説明願いたいと思っております。

○野尻説明員 共済年金の場合は、基本的な年金額の算定の仕組みが本俸に対する一定の割合というところになっておりますために、たとえば五十四年に退職した人は、五十四年の給与ベースの本俸に対して一定の割合の年金が計算されるわけでございます。その方が二、三年たったときに、たとえば五十六年に退職する場合、五十六年のベースで、その本俸で計算される。二年前の退職の方々の基本になった給与というものは二年前のベースでございますから、これを追っかけて新しいベースにバランスを置き直すという作業をまずするわけでございます。そこで、実際にやめたときの俸給は、まさに本俸の俸給なんです、それを新しいベースに置き直すための作業をいたす場合に、新しい俸給を仮定俸給、こう称しているわけでございます。これは恩給と全く同じやり方でございます。

○渡部(行)委員 そうすると、これは軍人恩給が適用がなくなるまでこれにだけ仮定俸給方式を適用して、あとはそのまま自然消滅になっていく、こういうことに理解していいでしょうか。

○野尻説明員 恩給の部分にかかりませんが、共済年金の部分につきましても同じような計算をいたしますので、特に軍人の部分あるいは文官の部分といったような区分けで用いているわけではございません。

このスライドの仕方が今後どうなるか、ちょっとわかりませんが、俸給に対して一定の割合で年金を払うという仕組みを持っている間は、新しいベースの俸給に現役が置き直つてくると、

過去に退職した人たちの俸給も見直しをしななければいけない。その見直しの作業が続く間は、この仮定俸給というのは続くのではないかと、こういうふうに考えております。

○渡部(行)委員 そうすると、これはこの前の委員会では、結局いまの退職時の給料に一定の率を掛けていくと、やがて非常に格差が広がるばかりであるから仮定俸給方式をとってその調整をしているのだ、こういうふうな言われたと思うのですが、そうすると、退職してからずっと長くたっていけば、結局この方式によって計算をする、こういうふうな受け取っていいでしょうか。

○小龍政府委員 いま先生御質問の話はベースアップの話じゃないかと思っております。恩給の場合は、もうすでに昭和三十四年にはなくなつておるわけでございます。また軍人さんも本俸そのもので計算するというわけにはいきません。先生先ほどおっしゃいましたように、上等兵で十円ぐらい、二等兵であれば七円ぐらいの俸給ですから、それで計算するわけにはいかぬわけでございまして、それで仮定俸給というのを決めておるわけです。それでいまの公務員がどんどんベースアップしていく、それを据え置きわけにはいかぬということ、ベースアップをしておるわけです。そのベースアップのやり方として、一律に公務員が平均四％上がったから四％というのではだんだん格差が大きくなつていく、そこで回帰分析いたしました、それに基いて上薄下厚というふうなベースアップのやり方をやつていく、こういうお話をこの前申し上げたわけでございます。

○渡部(行)委員 こういうことじゃないですか。共済年金の場合には、退職時の給料にそのベースアップの率を掛けて、それを基礎に年金を計算する、そうじゃないのですか。そして軍人恩給は、いまの仮定俸給制度、当時の給料では問題にならないから、一定の仮定した俸給で計算をしている。それが今度の仮定俸給による四・二％プラス五千三百円、こういうふうになつたんじゃないでしょうか。

○野尻説明員 軍人恩給に限らず文官恩給の場合も同じだと思つていただくと、要するに、退職時の俸給を基礎にして年金を算定する場合には、その後の俸給の変動があつた場合には、その俸給を変動させることによって実質的に年金の改定が行われる、こういう仕組みをとっている限りは共済年金も同じようなところで算定されるわけでございまして、軍人あるいは共済年金とそういふ差は特にこの仮定俸給の問題に対してはないのではないかと、同じだと思つております。

○渡部(行)委員 そのことはこのくらいにして、次にお伺いいたしますが、戦争中台湾人で兵役に服した者あるいは軍の徴用に服した者、こういう者が相当いるはずで、特に高砂族というのが多く軍務に徴用された、こういう事実についての程度実態を把握しておるか、お聞かせ願いたいと思つております。

○持永政府委員 厚生省の方でわかつておりますのは、台湾人の方で旧軍人軍属になられた人の数でございますが、総数で二十万七千人の方が軍人軍属になられております。うち軍人が八万、軍属が十二万七千人ということでございます。

○渡部(行)委員 いまその人たちはどういうふうになつておりますか。またそれらの人たちの運動についてどの程度情報を集めておるか、その辺をお聞かせ願いたいと思つております。

○池田説明員 お答えいたします。日本と台湾との一般的な請求権の問題でございまして、これはサンフランシスコ平和条約の第四條に規定がございまして、将来、たゞいま先生がおっしゃいました台湾人の軍人軍属の問題等も含めまして、特別取り決めの対象として扱うという規定があつたわけでございまして、ところがその後、一九七二年に日本と中華人民共和国の間で外交関係ができました、そのために日台間においては外交レベルでの処理ということができなくなつたわけでございまして、そのために、それ以外の何らかの方法によって解決を図らなければならぬというふうな状況になつておるわけでござ

います。

ただ、その際にも、台湾住民のわが国に対する請求権には二種類ございまして、一つは、日本政府として国内法上の規定があつて支払い義務を有するもの、それからもう一つは、国内法上支払い義務を有さないものというものがあつてございまして。特に前者につきましては、たとえば軍事郵便貯金とか未払い給与という問題がございまして、これは日本政府としての支払い義務を有するものでございまして。ただ、後者としまして、たとえば台湾の軍人軍属の中で戦争に参加されて亡くなられた方々あるいは戦傷を受けた方々、こういう方々につきましては、実定法上の根拠がないために、政府としては国内法上の支払い義務を有していないというところでございまして、それから、現状でございまして、現在台湾の住民の方から、特にたゞいま申しました後者の例につきまして民事訴訟が提起されておりました、国との間で係争中の問題になつております。

ただ、たゞいま申しましたように、軍人軍属で戦死されたあるいは戦傷された方の遺族の中には、お気の毒な境遇の方もいらっしゃるというふうには聞いておりますけれども、日本国の国籍を保持されておられますので、国内法上支払いの義務を有さないというのが現状でございまして。

○渡部(行)委員 非常に不思議な議論を聞くのですが、実定法上の根拠がないから支払い義務はない、たゞし郵便貯金とか俸給の未払い分については責任がある、責任があると言いつつ訴訟をしておる。こういうことではないだろうか。いま日本は経済大国として世界の中でも目をみはるほどの発展を遂げておる。そして、それはどうも関係がないと言ふとんでもないけれども、直接的な関係のない発展途上国にはほとんど援助をしておる。ところがこの台湾の方々が日本の公権によって徴用された軍務に服せられて、そしてその犠牲になつたのは、法律がないから仕方がないんだ、これで済まされるでしょうか。こういうことで外交の体面が保てるでしょうか。法律がないからと言

うが、いまここにおぼれ死のうとしておる者を、おれは法律がないから助けたいと言つておられますか。そういうことをいまの外務省は考えていかなないと、口先で平和を叫んだつてどうにもならないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○池田通明員　ただいま先生御指摘のとおり、確かに日本と台湾との間にはいろいろな関係もございますし、お気の毒な方々もいらつしやるわけでございますが、他方、日本人の側で台湾に対する請求権というものをまだ主張されている方々もいらつしやるわけでございます。たとえば終戦後台湾当局によつて接収された資産というものが残つておりまして、その請求権を持っていらつしやる日本の方々もいらつしやいます。したがいましめて、全般的な枠の中で日台間の請求権の問題を扱わなければならぬというのが従来政府の立場であつたわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、外交関係がなくなつたために、それではどういう手順によつて台湾側の意向を把握するのかという問題がございまして、そのために、たとえば交流協会等を通じて台湾側の意向も探つて、全般的なこういう台湾の日本に対するもの、日本の台湾に対するものを含めまして、どういうように扱うのかということはいま検討している段階にあるわけでございます。

○渡部(行)委員 長官にお尋ねしますが、確かにいまは、日中国交回復ができてから、今度は台湾は中国のものである、中国の領土であるというふうには日本は正式に承認したわけでございますか。それから、政府間交渉は非常に新たな問題が出てくるかかと思うのです。しかし、いま直接台湾の人たちから訴えが出され、陳情をされている、こういう現状について、これから世界の中で日本は本当に誠実な国だと言われるように威信を築いていくためにはどうすべきか、その点について長官からのお答えをいただきます。

○中山國務大臣　きわめてデリケートな問題が今まれていると私はまず感じております。少なくとも

も、外交關係が断絶している台灣と日本の間の民
間のいわゆる權利、財産權の請求につきまして
は、外交的にはいま外務省の説明員がお答えを申
したとおりでであらうかと思ひます。いま改めて私
に御指名がございました。われわれの同胞も、旧
満州國においては相当多數の人たちが財産を放棄
しております。中華民國においても同様なことが
行われておったと思ひます。やはり戦争というも
のはきわめて冷徹なものだ。先ほども先生からお
話がございましたけれども、感情的に理解ができ
ても、外交的にあるいは法律上処理が困難なもの
が、しかも無条件降服という状態の中での戦争外
理にはついてきているということは現実の問題と
して認めざるを得ない、私どもはそういうふうな
考えを持っております。

とで、われわれ国民全体がきわめて感激をした。しかもいち早く大陸におられた日本の軍人軍属日本人を無傷のままに日本に送り返していただいたということは史実が物語っているところでございまして、私どもとしては、そういうことが過去にあったということを記憶して、それ以来今日まで日本の政治が行われてきた。ただ、その過程で中国人民を支配する主権者が蔣介石總統の政府から中華人民共和國という中国共産党の支配する政府によって取ってかわられた、そういう中でこういう歴史の悲劇が起こっているということとはまことに残念なことだと考えております。

○江藤委員長　ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○江藤委員長　速記を始めて。

てくる。しかし、きょうの先生の御意見は、私に
閣議で申し上げるというよりも、私は、関係各省
において先生の御議論があつたことを中心に御相
談をしてみたい、とは考えております。

○渡部(行)委員 次に、一九〇七年のヘーグ陸戦
法規がわが国に適用されたと解釈される年月日は
いつからなのか、それからその拘束についてはど
うなのか、こういうことについてお伺いいたしま
す。

○栗山政府委員 先生の御質問の御趣旨を、私、
必ずしも正確に理解いたしたかどうか、ちよつと
自信がないのでございますが、御指摘のヘーグの
陸戦法規はわが国に対して適用があるかという
意味での御質問であれば、そのように私も考え
ております。

○渡部(行委員) これが終戦後間もなくの問題ならば、私はいまの長官の御答弁を理解することができぬわけですが、いまや経済大国として、しかもアメリカも日本に対しては非常に問題を抱える

中山総務長官。 ○中山國務大臣 先生のお尋ねに十分お答えがで
きなかったということで補足をさせていた
だきます。

○**海軍(行)委員** 適用されるといふように解務していいわけですね。この陸戦法規は、日本國は一九二二年二月十二日に発効しているわけですから、当然これは第二次世界大戦前からの適用にな

という主客転倒したような時代になった今日、現実には、いまそういう問題があるときに、日本が法律がどうだからこれではできないのだということでは、台湾の人たちは理解できないと思うのです。そこで政治家が必要なのじゃないか。現行の法律でできないものはつくればいいのじゃないですか。日本のこれからの外交をスムーズに進めてい

旧日本軍人あるいは日本軍属であつた台湾人、朝鮮人民共和國の人あるいは韓国の人、これらの人に対しては、日本は今日まで苦難の道を通りながら、経済的に復興したから、また日本は誠実な国だから、当然何らかの補償措置をすべきではないかということがポイントであろうと思います。が、事はきわめて重大なことであらうと思ひます。

ただ、先生御承知のように、ヘーグの陸戦法規
 についてはいわゆる総加入条項というのがありま
 して、すべての国がお互いに加わっている国の間
 で適用するということになっておりますので、わ

き、また日本が世界の人類から本当に日本は誠実な国だというふうに思われるためにはどうした方がいいか、これが国威の発揚でしよう。大臣は、国威の発揚のためにいろいろその全力を尽くしていただいて、日本の法体系でも何でも直す責任があるのじゃないでしようか。

す。政府においても、この問題については閣議において承認がなければなりませんし、また納税者としての国民を代表される国会の議決がなければ、この問題は軽々に一國務大臣が言及することのできない問題であるうと考えております。

○渡部(行)委員　軽々に一國務大臣が言及できな

が國と第三國との關係に付きましては、名の相手が國も陸戰法規に入つておるといふことが前提にならうかと思ひます。

○渡部(行)委員　ここにはロシアの國が入つていいのですが、ソ連というのはロシアを継承したと見るべきなのか、國際的にはどうなんでしょう。

○中山國務大臣　先生の御主張は、先生なりの理論というものがそこに存在していることは、私も御主張として承らせていただきますが、私どもが終戦時において無条件降伏をした際に、かつての中華民國を支配した当時の主権者である蔣介石総

いとなれば、きょうの議論を閣議の中に持ち込んで検討するというお約束ができますか。

○中山国務大臣 先生も御案内のように自由民主党政府でございます。自由民主党の中で御議論があり、またわれわれ政府部内でも議論があり、さ

か、全然打ち切られてソ連は入っていないと見るべきんですか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○栗山政府委員　帝政ロシアとして陸戦法規に加したわけですが、陸戦法規に掲げられ

統が、日本にはいわゆる請求をしないということと、あだに報いるに恩をもつてするのだということ

ちにいろいろな論議があつて、その結果どうするかということがこれらの作業の過程としては出

ております。國際法上の義務というものは當然シア革命後もソ連が引き続き負つておるといふと

うに考えております。

○渡部(行)委員 そのうすると、ソ連も日本も入っておったのですから、このシベリア抑留者に対しては当然陸戦法規が適用される、こういうふうに解釈して間違いないとせんか。

○栗山政府委員 先ほど申し上げました総加入条項との関係で、厳密に申し上げますと、第二次大戦中すべての交戦国の間でヘーグの陸戦法規の適用がそのままだかどうかというところになります。と疑問がございますけれども、陸戦法規の中に掲げられております一般的な義務というものは、陸戦法規を離れまして一般国際法上の義務というふうに考えられますので、わが国もソ連も当然この法規に従わなければならないという状況にあったというふうに考えております。

○渡部(行)委員 この陸戦法規は戦時の国際的秩序、すなわち戦時国際法の一部門である、それは国際的武力紛争、すなわち戦争の際、実際の戦闘の遂行に当たって守るべきルールである、また戦時法規は国際法の他の分野と異なり、国際法の主体たる国家のみならず個人までも法的に直接拘束する、こういうことを外務省は支持しますか。

○栗山政府委員 そのように考えております。

○渡部(行)委員 そこで、いま陸戦法規について私が言いましたが、これは相手国も加入しているというところが法律のたてまえでは必要であるけれども、いまやこれは国際法上の慣例として、一つの常識としてこの陸戦法規は認められている、こういうふうに解釈して差し支えありませんか。

○栗山政府委員 陸戦法規の個々の細かい規定になりますと、先ほど申し上げましたような一般国際法との関係でどこまで厳密に適用があるかというところについてはいろいろ意見があるかと思いますが、基本的には、いま先生のおっしゃったとおりのように私も考えております。

○渡部(行)委員 そこで、陸戦法規というのは非常に重要な法規であるにもかかわらず、あるいはこれと一体となっておるジュネーブの四条約とい

うものがあるにもかかわらず、日本ではこれの普及教育というものを怠ってきたのではありませんか。

○栗山政府委員 陸戦法規、それからただいま先生御指摘のジュネーブ四条約の普及の問題につきまして、これは必ずしも外務省の所管ということではないかと思いますが、私の承知しておりますところでは、防衛庁の方におきまして幹部教育の一環として、そういうものの内容等につきましては、自衛隊の幹部に対する教育を行っておるというふうに承知しております。

○渡部(行)委員 いまの自衛隊はわかりませんが、私も、私もが入った当時の軍隊は、この教育は全然なかったと言っているのです。国際法がわからぬ。したがって、そのために、ソ連に抑留されてどれほど不利益をこうむったかはかり知れないわけです。この点についてはどういう御認識を持っていますか。

○栗山政府委員 私が答えるのが必ずしも適当かどうかわかりませんが、おおよそ戦時法規を含めまして国際法というものを関係者が十分に知っておるということは当然必要なことだというふうに私も考えております。

戦前のわが国におきまして、軍隊の中で、かつては戦時法規を含めまして国際法については相当徹底した教育が行われた時期もあったというふうに私は書物等で読んだことがございます。戦争中におきまして、そういう点について必ずしも十分な教育が軍隊の中で行われなかったといういま先生の御指摘でございしますが、そういうことがございしますれば、それはきわめて遺憾なことであらうというふうに私は個人的に考えます。

○渡部(行)委員 この条約とそれから陸戦の法規というものの教育宣伝が行き届いていないために、ソ連がやった不法行為をみすみす抵抗できずに、ただそれを甘受せざるを得なかった、この捕虜の立場を考えれば、当然国民にその教育をしておかなければならない義務を怠った政府に相当の責任があるのじゃないだろうか、こういうふうに私

は思うのですが、その点はいかがですか。

○栗山政府委員 ただいまの先生の御質問の御趣旨は、国として、ソ連が抑留者の方々に對してなしました種々な国際法上認められないあるいは陸戦法規上認められない不法行為についての責任を追及すべきではなかったかという御趣旨でございしますか。ちよつと先生の御質問の御趣旨を必ずしもよく理解いたしませんでした。

○渡部(行)委員 私は最初、外務省が答えられないのは内閣官房長官を呼んだのですが、内閣官房長官がどうしても出席できないと言ふもので、それから、それではだれか答えられる人ということとで答弁者を要求したわけです。したがって、これは内閣官房長官の分野に入るのでどうか、ちよつと私もわかりませんが、要は、私は一つの、政府に対して問題を投げかけたかというつもりでいるわけですから、これは十分対応できるように今後お願いしたいと思ふのです。よく予算委員会は大員が全員そろって対応するのだけれども、こういう小さな分科的な委員会になると、今度は担当大臣しか来ない、あとは課長でまかしてある。これは改めないとどうにもしようがないと思ふのです。少なくとも局長以上で、政治的な問題に答えられる、そういうふうな一つの答弁の体制を整えていただきたいことを委員長を通じて申し入れておきたいと思ひます。

そこで、いまのを実は詰めたのですけれども、どうも適切な答弁者がいないようですから、今度話がかわります。外務省にお伺いいたしますが、昨年九月二十二日、イラン、イラクの戦争が勃発しました際に、その翌二十三日にジュネーブの赤十字国際委員会が、当日ジュネーブにおられたイラン、イラクの両国代表部を通じて、ジュネーブ四条約に基づく義務についての注意を喚起したというわけでございます。これについて、このプレスリリースの持つ意味というものはどういふものでしょうか。

○栗山政府委員 私どもの理解しますところでは、御指摘の国際赤十字委員会のプレスリリースの中で言及されております一九四九年のジュネーブ四条約というものが広く国際社会において受け入れられておいて、おおよそ国際的な武力紛争というものが起きましたときには、当事国の間で当然適用されるべきものである、こういうことで、国際赤十字委員会が、紛争当事国であるイラン、イラクの注意を喚起した、こういう性質のものとして理解しております。

○渡部(行)委員 そこで、イラン、イラクはこの条約に調印しておりますか。

○栗山政府委員 両国とも入っております。

○渡部(行)委員 このプレスリリースというものの資料を外務省に要求したら、横文字のままが出てきたのです。私は日本人で、外国の言葉はわからないのです。語学は小学校卒業程度の学力しかありませんから。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

こういうものをなぜ早く日本語に直して、外務省の資料として備えないのか。必ずしも外務大臣は皆英語が達者だというふうにはなっていないのじゃないか。そうすると、やはりここに手落ちが出てくるのじゃないかと思ふのです。外国の文字は、日本国は日本国の文字にいち早く直して、そうして外交文書をきちんと備えるというのは非常に重要なことではないか、こう思いますが、その点はどうなんですか。

○栗山政府委員 先生から御要求がありました資料につきまして、日本語訳を作成しないままお渡ししたことにつきましては、大変申しわけないと思ひます。

○渡部(行)委員 今後はひとつそういうことのないようをお願いいたします。

さてそこで、先ほどから大分陸戦の法規、ジュネーブ四条約について議論をしてきたわけですが、第二次世界大戦の当時、戦時法規の現行法というふうに解釈されるものは何であつたのでしょうか。これは外務省、お願いいたします。

適用になるかどうかということになるという問題はあるかと思いますが、基本的なルールについては先生のおっしゃる通りでございますというふうに申し上げた次第でございますが、あるいは誤解いたしましたかもしれないが、一九四九年のジュネーブ条約ということになりますと、この一連の条約が第二次大戦中においても国際的に適用があったというふうに考えますことは困難だろうというふうに申し上げざるを得ない次第でございます。

○渡部(行)委員 どうも理屈がわからないのです、ジュネーブ四条約は後で日本が批准したからという意味だろうと私は思いますが、陸戦の法規の中では、その条約の付属書として「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」というものがあるのです。だから、これは陸戦法規の条約にすでに付随しているもので、この内容を守っただけでも捕虜の身分やあるいは生命、身体の危険というものは保護されたはずなんです。これは適用しているのです。

○栗山政府委員 それは先生御指摘のとおりでございます。したがって、私も申し上げましたように、ソ連の終戦後におきます抑留者に対する行為あるいは待遇というものが、ヘーグ陸戦法規に照らしまして、当時と申しますか、第二次大戦中に適用されるべき国際法に反した行為であるというところは、そのとおりだろうというふうに政府として考えております。

○渡部(行)委員 時間も大分たつてきましたから、そこでなぜ私がこうしてこの問題を取り上げるかというと、実際に五十七万五千名という捕虜たちがなめた辛苦に対して政府は全くスズメの涙程度のことがやっていないわけですか。この人たちに何とかが政治が考えてやらなければならぬのじゃないか、こういうふうに私は思うわけです。

そこで、政府のいろいろなこれまでの委員会等の答弁なり、あるいは質問主意書に対する答弁書等の中身を見てみますと、まず一貫しておるの

は、カナダ裁判の最高裁の判決を引用して憲法上の義務がないと突っぱねている点であります。しかし、ここで考えられるのは、このカナダ裁判の最高裁判決というのは、御承知のとおり在外財産の補償に対する訴訟の問題なんです。この判決を即時にソ連の抑留者に対して当てはめるといふ考え方は、法律的に言っても余りにも乱暴ではないか、こういうふうに思われるわけですか。その点についてはいかがでしょうか。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○石川(周)政府委員 判決の解釈の問題も含みますので、私が御答弁するのにはふさわしくない部分もあるかと存じますが、御指摘のいわゆる戦争損害に対する政府の補償の義務の問題については、御指摘の四十三年の最高裁判決におきまして判示されておりますその法的な判断に従いまして考えているところでございます。ソ連に抑留された方々の御苦勞にははかり知れないものがあつたというところは重々わかるところでございますけれども、判決にもございまして、さきの大戦に關する戦争損害は、これを完全に償うということに實際上一不可能でございます。国民の一人一人にそれぞれの立場で受けとめていただかなければならぬものというふうに考えているところでございまして。

○渡部(行)委員 これを完全に償えなどとはだれも言っていないですよ。いままでの手当ての仕方が不十分だということを言っているのです。だからそれを誤解しないでください。これは総務長官もいままでの議論の中で答えてきたはずですが、カナダ裁判の判決をなぜこれに引用しなければならぬのか、法律上から言っても私は非常に不正確だと思ふのです。カナダ判決というのは、物的財産に対して戦争損害としてこれを認めたからあのような判決が出てきたのであって、この場合はそれと条件が違ふ。今度の抑留者の要求というのは、先ほどから議論をしたヘーグ条約やあるいはジュネーブ四条約、そういう条約上の背景があつての請求であるわけなんです。だから、その請

求権の内容が違つておる。それに対して同一答弁をするというのはつじつまが合わないじゃないですか。これは長官にお伺いします。

○中山國務大臣 政府は、昭和四十二年でございますか、戦後の処理の問題に關して、この法的取り扱いあるいは政治的な決断というものをわけまゝして、国会ですでにそれに関する法案等も国民の代表である国会の先生方に御審議をいただき、そうしていわゆる法案としても処理をし、成立をさしていただいた、それを忠実に政府は履行しております。それに対して御不満をお持ちの方が最高裁に提訴される、最高裁の判決が、政府の判断というものは間違いないというふうな判断をして判決をしておりますので、政府としては従来の考え方というものを今日まで維持してきておるといふに理解をいたしております。

○渡部(行)委員 私の言うのは、カナダ判決に対する政府見解を言っているのではなくて、抑留者の要求問題とカナダ判決を混同しているという点について言っているのです。事案の内容が違ふというものは余りにも無謀過ぎるじゃないですか。乱暴じゃないですか。その点はどうでしょうか。乱暴じゃないですか。その点はどうでしょうか。

○石川(周)政府委員 御指摘の昭和四十三年の最高裁判決をお読みいたしますと、「このような戦争損害は、他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民の等しく堪え忍ばなければならぬやむを得ない犠牲なのであつて、」こういう表現をとつておられます。この判決の示すところは、いわゆる戦争損害全部についての考え方を前提としておられるというふうに理解いたしております。

○渡部(行)委員 都合のいいところばかりとて解釈したのでは弱い者はどうしようもないのですよ。このカナダ裁判は東京高等裁判所に控訴して、昭和四十年一月三十日に判決が出た。その判決は一応棄却しているものの、中にどういふことが書かれているか、ちょっと読んでみます。時間的關係で要点だけ読みます。元來交戦国といえども自国内にある敵国民の私有財産を悉に没収す

ることができないとするのは、確立された国際法上の原則である故、交戦国が戦争遂行の必要上、敵国民の資産を管理し、時にこれを処分することがあつても、その管理にかかる財産又は処分された財産に変わるべき代価は、戦争終結と共にこれを原所有者に返還すべきであり、相手国の承認を取り付けない限り直ちに賠償に充当することはできない筈である」と解される。このことは何かと言うと、結局手続の問題でそういう請求権が成り立たないというところを言っているのだですね。しかし、その請求権を決して否定してはいけません。そしてさらにその次に「本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還するべき在外資産が、平和条約締結の結果賠償に充当されたことは、国が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したのと結果において何ら異なることなく、従つて国はかくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二十九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき義務を有するものといわなければならぬ。」というふうに言つておいて「しかしながら、憲法の前記規定(第二十九条第三項)は、国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合に正当な補償をなすべきであるとの一般的原則に非し方針を明らかにしたに止り、直接同条により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできない。そして在外資産に対する補償の措置を講ずる場合国の財政状態を慎重に勘案する必要があるのは勿論のこと、今次大戦中及び終戦後の困難な経済建直し時期を通じ、直接間接戦争に基因して各方面に亘り国民が蒙つた犠牲と苦痛との關係において損害負担の公平を考慮すべきことは、国民感情の上からも当然であるから、この意味で社会政策的経済的配慮を加え、納税者たる国民が真に納得し得る範囲において合理的に補償の程度、方法、手続等を決定すべきであつて、それは正に法律の規定をまつべきものと考へる。」したがって別な法律をつくつてやりなさ

いと言っているのです。そうすれば、憲法二十九条が生きているのです、ということの判決は判示している。このことについてはどうですか。

○石川(周)政府委員 判例の法的な厳密な解釈は、必ずしもその立場にはないものと存じますが、その判例の趣旨は、簡単に申し上げれば法的な義務はない、しかし政策的には財政上の条件とかいろいろあることを考えてできるだけのことをしてやる必要があるのではないかと、そういう考え方は、まさにそういう考え方に基づきまして、ソ連抑留者につきまして、これまでできるだけ措置は講じてきたところでございます。恩給法や戦傷病者遺族等援護法、そういう法律に基づきまして、政府の政策の意思といたしましては、これ以上の新しい観点からの新しい措置はとらない、こういうことでございます。

○渡部(行)委員 これは長官に聞きますが、さきに了解事項というものがあつたわけですが、この了解事項というのは、自由民主党幹事長、総務会長、政務調査会長、そして総理府総務長官、大蔵大臣、これらが署名をして、昭和四十二年六月二十七日に出ているものでございます。この中で「引揚者」というのは具体的に何を指しているのか、それから「在外財産」というのは具体的に何を指しているのか、「戦後処理」というのは何を指しているのか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○中山國務大臣 用語の意味でございますので、政府委員から答弁をさせていただきます。

○関(憲)政府委員 ただいま先生の御質問は、政府と与党との了解事項についての御質問でございますが、御存じのように、その了解事項に基づきまして政府は閣議決定をいたしまして、引き揚げ者に対して特別交付金の法律を国会に提出いたしております。したがって、引き揚げ者の範囲は、考え方といたしましては引き揚げ者交付金の法律に盛り込まれた引き揚げ者の範囲、かように

に解しております。(渡部(行)委員)もつとわかりやすく言ってください。(呼ぶ)ちよつと突然の御質問でございますが、私手元に法律の条文を持っておりますが、私記憶いたしておりますのは、法律で定めております引き揚げ者の範囲は、一定期間海外及び外地に居住された本邦人と定義していることと承知しております。

○渡部(行)委員 当時の総務長官は塚原俊郎さんであつたわけですが、この中身はわかつて調印したと思うのですが、やはりこういうものが出てきて、そしてこれは閣議決定されて、いわゆる「在外財産問題処理のための引揚者等に対する特別交付金の支給に関する措置要綱について」というものができて、これによつてもう在外財産問題、引き揚げ者問題は全部戦後処理という形で一括された、こういうふうな考えられるわけですが、しかし、その後の政府の動きを見ると、決して戦後処理がこで終わったというのではないというところが明らかになつたわけですね。従軍看護婦の問題にしても、いまの台湾人に対する問題にしても、あるいはまだまだソ連に抑留された人たちが今日非常に努力をして請願、陳情の運動を展開しておる、またそれに対して現実には自民党や社会党、その他の各政党が超党派で議員連盟をつくつてその運動を支えている、こういう現実を見たときに、戦後処理が終わつたという認識は、まさにこの事実によつて私は破られたと思うのです。だから、まだまだ戦後処理はあるんだ。そこで、法的なものは別として、政治的にこの不満を持つ人たちに国がどう対処していくか、この判断がいま迫られていると思うのですが、そういう点では、この通り一遍の戦後処理は終わったという宣言みたいなもので押しつけるということとは、余りにも過酷過ぎるのじゃないか、こんな過酷なことでも連年の条約違反を責める資格があるだろうか、私はそういうふうな考えられるわけでございます。ひとつその点について長官のお考えをお願いします。

○石川(周)政府委員 長官が御答弁される前に、

いままでの事実関係、考え方につきまして事務的に御答弁させていただきます。いろいろ新しい措置が行われたではないか、こういう御質問でございますけれども、私も再申し上げておきますように、いわゆる戦争損害といふものにつきまして完全に償ふことは事実上不可能でございます。したがって、そういう意味での御不満な問題が残るのにはある程度やむを得ない、まことに残念なことではございませんけれども、申しわけない、やむを得ないところではないかと考えております。

ただ、そのためにいままでできるだけ措置を講じてまいりましたし、特別の施策を必要とするものにつきまして諸措置を講じてきたところでございます。そして、その措置の対象としていなかつたものにつきまして新たな事情が判明したり、あるいはこれらの措置を及ぼすことが適当、必要と認められた場合には、そういう措置、何と申しますか、いわば部分改正といふことが、改善措置といふことが、そういうことが毎年行われていることは事実でございます。しかし、戦後処理に關しまして新たな観点から新しい措置をとる、新しい制度を設けるということにつきましては考えておりませんし、これまで講じてきた一連の措置をもつて戦後処理に關する措置は終了したものと考えておる次第でございます。

○中山國務大臣 政府といたしましては、まことに残念とは思いますが、ただいま審議室長が答弁をいたしましたとおりの考え方でございます。

○渡部(行)委員 それでは、この了解事項というのは拘束力ほどの程度なのか、その範囲はどこに拘束力があるのか、お伺いいたします。

○石川(周)政府委員 この四十二年の了解事項の趣旨は、その後何回か国会でも総理あるいは閣務大臣の方々が御答弁されておられますし、それからその趣旨に基づきまして、質問主意書が何回か出ておまして、全く同様の御答えを閣議決定を経て申し上げているところでございます。私ども

もいたしましては、これが私どもの政府全体を拘束する政策の考え方であるというふうに理解いたしております。

○渡部(行)委員 そうすると、全然見直す考えはない、こういうふうな言われるのですか。そうならないと、自民党の諸先生方がこの抑留者の人たちの待遇を何とか改善して、そしてその要求にこたえよう、こういうことで議員連盟をつくっているというところはベテランになるわけですね。政府、自民党が全然それは考えていないと言いつつ、その抑留者の代表の人たちの前では、いやおれはやってやる、こういうことで大みえを切っておる先生もおるわけですから、そうすると、これは一体どういうふうな解釈したらいいのでしょうか。

○石川(周)政府委員 同じ御答弁の繰り返しでございます。そして、その部分の部分をちよつと読ましていただきます。「これまで講じてきた一連の措置をもつて戦後処理に關する措置は終了したものと考えております。したがって、今後、戦後三十五年を経過した現時点において、戦争による被害について改めて特別の措置を講ずることは考えておりません。政府といたしましては、この方針に従いまして対応していかなければならないものと考えております。」

○渡部(行)委員 それは一応答弁としてはそういうふうになつておりますが、しかし、この従軍看護婦の問題なんかはその後に処置しているのではありませんか。そういう事務的な答弁を繰り返さたって仕方ありませんから、大臣の判断をお伺いいたします。

先ほど大臣の御答弁の中では、大分前向きに考え直してみたいという趣旨の御答弁があつたというふうに私受けとめておるのですが、やはりこういう現実があるならば、何も過去に答弁したことについてまでもこだわっている必要はないわけですよ。あの従軍看護婦の問題だってそうでしょう。これは過去にはいわゆる後方勤務が多くて

該当者も明らかでない突つぱねておったのですよ。それが今度五十五年度から調査して今日の適用になったわけですから、こういうふうに変化しているのですよ。それをコンクリートするみたいな言い方をしたのは、これは味もそつけないものになつてしまふ。政治というものは人間のやうに眞つ赤な血がそこに通つていなくちゃならぬのです。だからこそ私は、そういう意味でこの問題を大臣という最高の機関の人が判断して、この現実を見て、そうしてこれに何とか政府は対処して、国民に公平感というものを与えるというのが国の責任のあるべき姿じゃないか、こういうふうに思いますが、大臣の御答弁をお願いして、時間にかつたようでございますから、これで終わりたいと思います。

○中山国務大臣 第二次世界大戦におきましていろいろと戦争被害を受けられた方がいらつしやいます。私も外で戦死あるいは戦傷、戦病あるいは抑留をされた方々あるいは財産を敵国に略奪された方々、請求権を失われた方々、こういう方々に対する政府の措置にそれらの方々が御不満を持つていらつしやることもよく存じておりますけれども、一方国内においては連合軍の無差別爆撃によつて多数の方が亡くなられております。この方々に対しては調査のしようもございません。私もはさういふ観点もとらえながらできることはすべてやるということで、いわゆる昭和四十二年に政府としては戦後処理終つたという方針を決定したわけでございますので、ひとつその点は十分御理解を賜りたいと考えております。

○渡部(行)委員 いま時間がなくなつたと言いましたが、あと四分あるそうですから……。

それで、一つ忘れましたが、実際はこのほかにノモンハン問題があるのです。ノモンハン問題についてはほとんど知られていないわけですが、ところが現実には、もうその文書を読む暇もありませんから略しますが、外務省の調べも皆ある程度できておるのです。そうしてまたいろいろなるソ連抑留者がソ連の地でそのノモンハンの捕

虜に会つてゐるのです。ところがそのノモンハンの捕虜は、もはやうちでは戦死したことになつてゐるし、当時は捕虜になるということとは死よりも重い罪であるというふうに教え込まれておつたから、もう日本には帰れない、こういうふうにしてシベリアの地で働かされておるものが同胞がいまだにいるという事実なんですよ。

これについて一つはあるし、まだそれから、捕虜の当時犠牲になつて死んだ人がどれだけ確認されてゐるか、この問題もありますし、あるいはそのほか、この抑留期間中、ソ連がどういふ国際法に違反したことをやつたか、具体的にこの調査、そしてその上で、その憲法上の補償の義務はないとしても、今度はその請求権の復元ということの請求はできるんじゃないか、そういう問題についても私は調査検討すべきだと思つておつても、その点についてぜひひとつ調査をお願いしたい。この調査くらいはいい返事をいただけたらと思つていますが、大臣、いかがでしょうか。

○中山国務大臣 厚生省の所管の事項でございます。厚生省では戦後問題点をずっと引き続き調査をしておりますし、現在もいろいろないわゆる戦跡等につきましても調査を続けておると私は伺つております。詳しいことは厚生省政府委員に答弁をお願いさせていただきますと思つております。

○持永政府委員 先生御指摘のノモンハン事件の件でございますけれども、ノモンハンの事件で向こうに捕虜になつた人たちの件につきましては、いま先生がお話しになりましたような実情がございまして、なかなか実情をつかむのはむづかしいといつたような実情でございます。

○渡部(行)委員 いや、だからその調査をしていただけないものか、こういうふうにお願ひしてゐるわけですよ。わからないから調査をしたらどうなのか。かつて日本の国民ですよ。その人を、わからなからそのまゝ放置したままであられるものかどうか。私は人道上非常に問題があると思つたのです。だから、そういう調査をお願いしてゐるわけですよ。

○持永政府委員 ノモンハン事件で捕虜になられた方々につきましては、私ももといたしまして、調査をしたいということで、外務省を通じてソ連側にいろいろとお願ひしておりますけれども、ソ連側がなかなかそれに応じてくれないというふうな実態のようでございます。

○渡部(行)委員 今後なおしつこくソ連側に要請していく御意思があるかどうか、そしてまた抑留者の犠牲等に対しては、募参りをさせるなり遺骨の送還を図るなり、そういうことに御努力する意思があるかどうかをお伺ひいたしまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○中山国務大臣 私ども日本政府がたゞいま望んでおりますことは、やはり重要な隣国であるソビエト連邦との平和条約の一日も早い締結でございます。このために、北方領土の返還という問題を踏まえて、私どもとしては、一九七三年の田中・ブレジネフ会談の時点に戻つて、ソビエトは誠意を持って日本政府と平和の構築の話し合いをしてもらいたい、あわせて領土問題の解決もしていただきたいということ、先般二月七日には、各党が御同意の上で北方領土の日に御参加をいただき、国論を統一して、平和条約締結へ向けて政府は鋭意努力をいたしておるところでございます。

日中平和条約が締結をされ、今日中国大陸にいらつての日本人たちがこの祖国へ両親を求めてやつてきてゐることも、この平和条約の締結が行われたからこそ実現を見たものだと思つておられます。

われわれは、平和条約締結後に、改めて日ソ政府間でこの問題の突っ込んだ話し合いをすることが必ずできるというふうに信じております。

○渡部(行)委員 どうも大変ありがとうございます。

○江藤委員長 次回は、来る三十一日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

昭和五十六年四月三日印刷

昭和五十六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C